

茨城県育英奨学資金借用証書

金額		百	十	万	千	百	十	円
----	--	---	---	---	---	---	---	---

茨城県育英奨学生として上記の金額を借用いたしました。

ついては、茨城県育英奨学資金貸与条例及び同条例施行規則その他の関係規程に従い、別記茨城県育英奨学資金返還計画書のとおり滞りなく返還いたします。

年 月 日

ふりがな
本人氏名 ⑩

住 所

私どもは、奨学生に上記のとおり履行させるとともに、万一本人が履行しないときは、その債務を連帯して負担することを保証します。

ふりがな
連帯保証人氏名 ⑩

住 所

ふりがな
連帯保証人氏名 ⑩

住 所

茨城県教育委員会教育長 殿

特約条項

(一時償還)

第1条 奨学資金の貸与を受けた者(以下「乙」という。)は、茨城県教育委員会教育長(以下「甲」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認め、一時償還の請求をした場合には、償還期限(半年賦又は年賦払の場合の各支払期限を含む。)の到来前であっても、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。

(1) 乙が奨学資金の貸与を受けるに際し、又はその貸与を受けた後当該奨学資金の全額を返済するまでの間において、甲に対して虚偽の申出又は報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。

(2) 乙が茨城県育英奨学資金貸与条例その他関係規程に基づく義務の履行を怠ったとき。

(3) 前各号のほか、甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

(弁済の充当)

第2条 乙及び乙の連帯保証人は、弁済充当の指定権が甲にあることを承認する。

(裁判管轄)

第3条 乙及び乙の連帯保証人は、当該奨学資金に関する訴訟につき、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

(記載上の注意)

- 借用金額は貸与総額と一致し、金額の頭首には¥を付すこと。
- 本人、連帯保証人は、それぞれ自署のうえ押印すること。
- 連帯保証人の印は、印鑑登録してあるものを用い、印鑑登録証明書を添付すること。